

『新スーパー過去問ゼミ 5 民法Ⅱ [法改正対応版]』訂正表 (第1～3刷)

- 32 ページ 実戦問題 No. 7 選択肢 1 の解説 下から 4 行目 (第 3 刷で訂正)
文末の「(ただし代金は支払ってもらえる)」は不要なので削除。

- 42 ページ 実戦問題 No. 2 選択肢 5 の解説 1 行目 (第 2 刷で訂正)
誤「代位債権者は、直接自己へ金銭を…」
正「代位債権者は、直接自己へ物を…」

- 65・73 ページ 実戦問題 No. 7 イ (第 3 刷で訂正)
問題文の「裁判上の代位によらなければ、」「裁判外で」および、解説 1 行目の「裁判外で」は削除。

- 70 ページ 実戦問題 No. 4 エの解説 (2 か所) (第 3 刷で訂正)
誤「425 条の 5」
正「424 条の 5」

- 79・83 ページ 実戦問題 No. 3 A (第 2 刷で訂正)
設問は以下ようになる。
誤「…相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についても他の連帯債務者が相殺を援用することはできない。」
正「…相殺を援用しない間に、その連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者が履行を拒絶することはできない。」
解説文に次の一文を追加。「ただし、反対債権を有する債務者の負担部分が限度。」

- 79・83 ページ 実戦問題 No. 3 B (第 2 刷で訂正)
設問は以下ようになる。
誤「B：連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずるが…」
正「B：連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対して、その効力を生じないが…」
解説文の末尾に次の一文を追加。「また、前半も正しい (441 条)。」

- 87 ページ 重要ポイント 2 保証債務の性質 (3) 求償の末尾 (第 3 刷で訂正)
誤「抵当不動産につき第三取得者が出現する前に、代位の付記登記を済ませておかなければならない。」
正「抵当不動産につき、代位の付記登記を済ませておく必要はない。」

- 89 ページ 実戦問題 No. 1 の解説 1 行目 (第 2 刷で訂正)
誤「…成立し、債権者の同意は必要でない。」
正「…成立し、債務者の同意は必要でない。」

●98 ページ 必修問題の選択肢3 (第2刷で訂正)

誤「…また知らないことについて過失がないCは、Bに債権の全額を請求できる。」

正「…また知らないことについて過失がないとしても、Cは、Bに債権の全額を請求できない。」

●99 ページ 「●民法改正の影響に注意」の下から3行目 (第2刷で訂正)

誤「…本テーマでは後者については過去問をそのまま掲載するが…」

正「…本テーマでは前者については過去問をそのまま掲載するが…」

●102 ページ 重要ポイント3の③ (第2刷で訂正)

誤「…債務者の意思に反してこれを行うことができない。」

正「…債務者の意思に反しないことは要件とされていない。」

●104・107 ページ 実戦問題No. 2選択肢エ (第3刷で訂正)

設問の末尾

誤「…弁済を請求されても、80万円については弁済を拒絶することができる。」

正「…弁済を請求されると、80万円についても弁済を拒絶することができない。」

解説の末尾に以下を追記。

「(468条1項)。すなわち、債務者が抗弁(債権者に主張できる支払拒絶事由)を放棄する旨を譲受人に表示している場合でない限り、単に「わかりました、あなたが債権の譲受人ですね」(これが異議をとどめない承諾)と言うだけでは、債務者が有している抗弁は失われぬ。したがって、本肢で債務者が抗弁の放棄をしていなければ、譲受人はすでに弁済を済ませた80万円について、支払い済み理由に弁済を拒絶することができる。」

★なお、99ページで述べているように、「異議をとどめない承諾」については飛ばして構わない。

●125 ページ 実戦問題No. 2選択肢1の解説 1行目 (第2刷で訂正)

誤「受働債権は弁済期に達していなくても…」

正「受働債権は弁済期に達していなくても…」

●131 ページ 実戦問題No. 7選択肢イ (第3刷で訂正)

設問の「代金請求できる時から1年経過」は、法改正に対応して「10年経過」と改題すべきでした。

また、解説文の最終行は削除すべきでした。

●139 ページ 実戦問題No. 8オの解説 1行目 (第2刷で訂正)

誤「**オ**× 同一の交通事故で生じた物的損害の賠償債権相互間での相殺は認められない。」

正「**オ**○ 同一の過失で生じた物的損害の賠償債権相互間での相殺は認められる。」

また、6行目の「本肢のように」は削除し、7行目の後ろに以下を追加する。

「ただし、これは典型的な不法行為、すなわち悪意による不法行為(509条1号)や人の生命身体を侵害する不法行為(同条2号)に妥当することで、過失による不法行為の場合には妥当しない。そのため、過失の場合には例外的に相殺禁止から除外されている。

過失によるとの限定がない場合には、「重要ポイント3(2)③」にあるとおり、不法行為に基づく

損害賠償債権を受働債権とする相殺は認められないとして考えておけばよい。」
以上により、本問の正答は**5**となる。

●236 ページ 実戦問題No. 7アの解説 (第4刷で訂正予定)

誤 「アC 既登記建物では、移転登記がなければ不法原因給付があったとはいえない。
妥当である。→必修問題選択肢4」

正 「アC 未登記不動産を不法原因給付で引き渡せば、もはや返還請求はできない。
妥当である。→No. 3選択肢2」

●301 ページ 重要ポイント1親子(3)養子の③末尾 (第3刷で訂正)

●306 ページ 実戦問題No. 2選択肢3の解説 (第3刷で訂正)

誤 「6歳未満」

正 「15歳未満」 (注) 2019年12月に、改正法の施行日が2020年4月1日と決まった。

また、実戦問題No. 2選択肢3の解説2行目以降の説明は法改正によって不適切(不要)になった。

●336 ページ 実戦問題No. 3選択肢5の2行目 (第3刷で訂正)

誤 「(1028条本文)」 正 「(1042条1項柱書)」

●337 ページ 表の右段4行目 (第3刷で訂正予定)

誤 「遺留分減殺請求権」 正 「遺留分侵害額請求権」

●338 ページ 実戦問題No. 4エの末尾 (第3刷で訂正)

誤 「…相続財産の取戻し(減殺請求)というものはありません。すなわち、相続の放棄をした者には、遺留分減殺請求権(1031条)は認められない(1028条)。」

正 「…相続財産の取戻し(侵害額請求)というものはありません。すなわち、相続の放棄をした者には、遺留分侵害額請求権(1046条1項)は認められない(1042条)。」

●346 ページ 実戦問題No. 7イの末尾 (第3刷で訂正)

誤 「(599条)。」 正 「(597条3項)。」

●357 ページ 実戦問題No. 13ウの7行目 (第3刷で訂正)

誤 「(1028条2号)」 正 「(1042条1項2号)」

●367 ページ 実戦問題No. 8選択肢4の2行目 (第3刷で訂正)

誤 「受贈者は、受遺者の後でなければ…」 ※この記述は正しいため、正答が2つになってしまう。

正 「受遺者は、受贈者の後でなければ…」

●374 ページ 実戦問題No. 6ウの3行目、5行目 (第3刷で訂正)

誤 3行目 「(1028条柱書)」 5行目 「(同条2号)」

正 3行目 「(1042条1項柱書)」 5行目 「(同条1項2号)」

●377 ページ 実戦問題 No. 8 選択肢 5 (第3刷で訂正)

末尾に以下のように加筆。

「(最判平10・3・24)。ただし、平成30年改正法は期間を過去10年間に区切ったので(1044条3項)、改正法施行日以後の事案については過去10年間になされたものに限定されることになる。→No. 7エ」

以上